

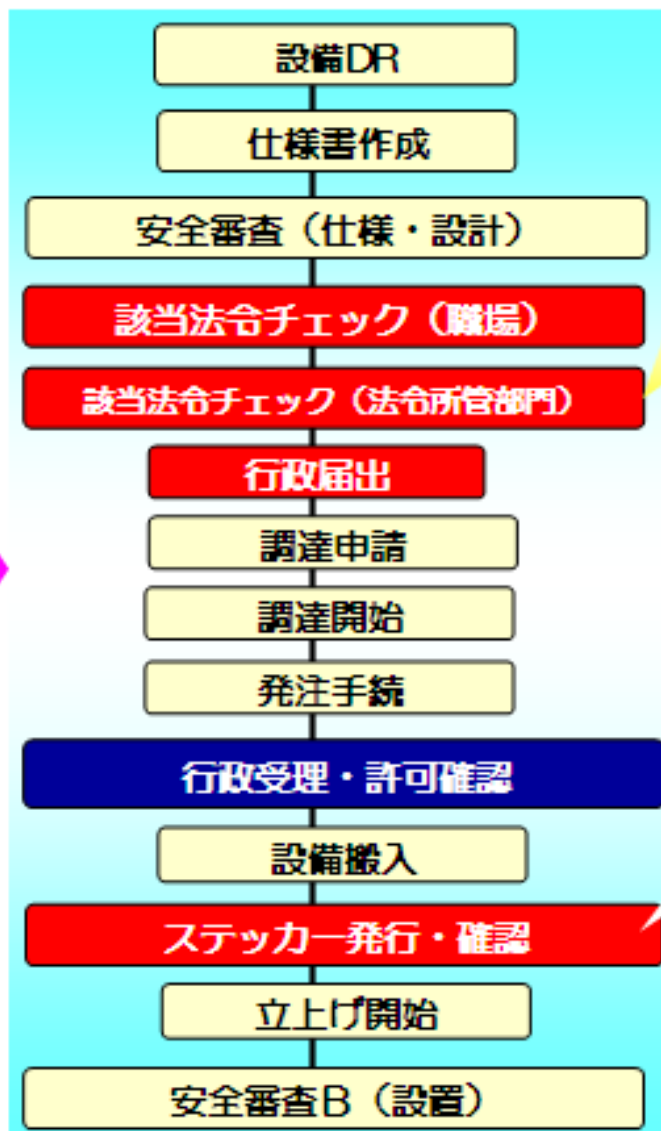
# 法令手続きが完了しなければ発注させない仕組み！！

設備に関する法令手続きを5つのカテゴリに区分しシステム化

- ①新規導入
- ②評価
- ③改造/移設
- ④搬出  
(売却、廃却、貸与も含む)
- ⑤修理

①～⑤に対応したチェックシートで法令チェックを行い、法令所管部門の承認が得られた場合のみ発注

設備立上完了後、保有設備の履歴管理をM/Cカルテにて行う  
(届出年月日、受理番号、該当法令データ、財産番号、注文番号、設備データを登録管理)



システム内で法令チェックも行き、行政への届出を行わないと設備調達(発注)・搬入&設置が行えない！

法令手続きが完了したことを示すステッカーを設備に貼付しないと、立上げ工事ができない！

安全審査完了後M/Cカルテにて履歴管理